

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：国土交通省 関東地方整備局
代表者：局長 石川 雄一
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2－1
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画
種 類：道路の新設
- 3 対象事業の区間
起 点：10 号その 2 埋立地（江東区有明四丁目）
終 点：中央防波堤内側埋立地

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事の完了後における予測の対象時点を平成 32 年度としているが、「東京港第 8 次改訂港湾計画」では、平成 30 年代後半を目標年次としていることから、工事の完了後における予測の対象時点に平成 30 年代後半を追加すること。

また、将来交通量は、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、その推計について現況の交通量を勘案し、より詳細に記述すること。

【大気汚染】

- 1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにすること。
- 2 工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増加分はわずかであるため影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点がある。また、工事完了後の自動車の走行に伴う道路交通騒音についても、計画道路及びその周辺は、「環境基本法」における環境基準は適用されないが、評価の指標を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めること。

【水質汚濁】

工事の施行中における濁り（SS）の予測は、グラブ浚渫船の SS 発生原単位や汚濁防止膜等による SS 除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。このことから、事後調査を確実かつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとること。

【生物・生態系】

鳥類及び水生生物への影響を最小限にとどめるため、低騒音型建設機械の採用や汚濁防止膜の使用などの環境保全のための措置を講じるとしているが、現地調査では、注目される種が確認されており、大規模な浚渫工事も予定されている。このことから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

また、生態系に係る説明が不足していることから、他の環境影響評価の項目との関連も含めて、これを記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路周辺には、公園やレクリエーション施設等が多数存在することから、工事の施行に当たっては、これら公園等を利用する人々の安全確保はもとより、利用への影響を及ぼすことのないよう環境保全のための措置を徹底すること。

【廃棄物】

建設廃棄物及び建設発生土について再資源化等を図るとしているが、それらの再資源化率等について具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値を踏まえ再資源化率等を設定すること。